また、世界的にも食料需要の増大や水資源のひっ迫が見込まれており、農業水利施設等の農業生産基盤の整備や農業用水の効率的利用を促進することが求められている。さらに、気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化にも対応する必要がある。このため、二国間又は多国間での技術交流や国際機関との調査・研究協力等を通じ、農業水利施設の適切な維持管理や農業用水の公平な配分、コミュニティを活用した防災・減災対策などが普及するよう、我が国の土地改良技術の海外展開や人材の活用等を積極的に推進する。

4　人材の育成

政策課題を踏まえ、地域の特性に応じた様々な施策を講ずるためには、制度や技術に精通し、将来を見据えて地域を総合的にサポートするコーディネーターやプランナーが必要である。身近な関係機関である地方公共団体や土地改良区等の技術者が減少傾向の中、民間事業者等との連携も促進し、こうした役割を担い、農村協働力を引き出すことのできるような人材の育成を強化する。その際、行政と地域を結び、国の施策を的確に浸透させつつ地域を支援する仕組みについて検討する。

さらに将来の人口減少を見据え、農地・農業用水等の地域の資源について、農村協働力を活かしつつ良好な状態で保全管理できるよう、幅広い分野・世代から人材を育成・確保することにより、持続可能な体制を構築する。その際、近年の技術開発の進展に対応できるよう、地域への技術的サポートができる技術者の育成、高度化する水管理や営農等のノウハウを知る担い手の育成を推進する。

5　入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、地域の実情等に応じた多様な入札契約制度を活用しつつ、入札契約の透明性、公平性及び競争性の一層の向上並びに工事の効率的な執行を図る。

また、受発注者間の連携強化、適切な工期設定、工種や施工条件に応じた積算基準の見直し等を通じて技術者・技能者等の中長期的な育成・確保に努め、現在及び将来の公共工事の品質確保を促進する。

6　国民の理解の促進

施策の展開に当たっては、農業・農村を取り巻く情勢と課題や農業・農村の有する多面的機能、それら基盤を守り育てる土地改良事業の今日的課題や役割等について、国民の共通理解を醸成することが重要である。

このため、各種媒体や機会を活用した情報発信や意見募集、様々な分野の関係者との意見交換等を通じて、事業の必要性・妥当性等の理解の促進を図る。さらに、農地や農業水利施設等について、歴史的意義・役割等の発信や、世界農業遺産、世界かんがい施設遺産等と連携したＰＲを行うとともに、地域住民や消費者等に対して農作業、地域資源保全活動等への参画の機会を提供するなど生産者との交流を促進する。また、次世代を担う子どもたちが、我が国の食料・農業・農村に対する理解を深めることができるよう、参加型学習等の機会を積極的に提供する。その際、農業に対する国民的理解を醸成する身近な拠点として都市農業を活用するとともに、農業用水の確保・利用の仕組み、今日的課題等についても積極的に情報提供するなどの工夫も必要である。

これら取組の一助として、農業・農村の有する価値・機能の「見える化」や、土地改良事業の成果の把握手法に関する改良について検討を進める。

また、施策情報が、地方公共団体、土地改良区等の関係団体から農業者に至るまでの各段階に浸透し、農政改革が着実に推進されるよう、分かりやすい表現を用いるなど工夫するとともに、地域農政のコンサルタントとして県庁所在地等に配置された地方参事官の活用や全国キャラバンの展開などを推進する。

あとがき

ＴＰＰ協定の大筋合意を受け、農業・農村を取り巻く国際環境の変容が想定される中、安全・安心で高品質な我が国農産物の輸出拡大を目指すなど、競争力強化に向けた農業の構造改革の加速化が求められている。一方、人口減少、高齢化等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で生産調整の見直しに取り組むとされており、我が国の水田農業は歴史的な転換期を迎えている。

これまで、ほ場条件の改善や農業用水の安定供給を通じて水田農業の発展を支えてきた土地改良も、農地や農業水利施設等の機能を次世代に引き継ぐだけでなく、高収益作物の導入を通じた所得の向上や更なる生産コストの削減をもたらし、力強い農業を牽引するものとして深化させる必要がある。消費者の食生活等の変化も踏まえ、農業者が米中心から野菜等への転換を促進するなど、自立的な経営判断に基づく生産を促さなければならない。ＩＣＴの導入による農地の大区画化・汎用化や水利用の高度化など農地・水利ストックの高機能化を通じ、次世代を担う若者が活躍する魅力ある農業とその成長を後押しすることが重要である。

豊かな自然に恵まれ生産と生活の場が一体となった農村では、広く国民が享受する食料の供給機能や国土保全等の多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業者を含む地域住民や農村外の人々が協働する環境を整えることも重要である。

土地改良は、農地や農業水利施設等の整備・管理を通じ、多様な人や自然と関わりながら農村協働力に働き掛けてきた。人口減少、高齢化や大規模自然災害等に伴う集落機能の低下が懸念される中、住みやすい生活環境を確保しつつ、土地改良を通じて農村協働力が活性化し、農業・農村の潜在力が効果的に発揮されることにより、強くてしなやかな地域社会を実現する必要がある。

本計画は、このような認識の下、「社会資本の継承・新たな価値の創出と農村協働力の深化」を基本理念とし、土地改良事業の実施を通じて個性と活力のある豊かな農業・農村の実現を目指すものである。その際、土地改良事業は産業政策と地域政策の双方を担うことを踏まえ、平地、中山間地域にかかわらず、地域の特性に応じて本計画に位置付けた施策を推進することが望ましいとした。

「農政新時代」ともいうべき新たなステージを切り拓くに当たり、将来に向けた発展プロセスを展望しつつ、目指すべき農村の姿と土地改良事業の戦略的対応を明らかにした本計画が、多様な農業・農村の可能性を広げつつ、成熟社会における持続可能な農業・農村を実現し、ひいては地方創生への道につながることを願ってやまない。

（※１）ある経済主体の意思決定（行為・経済活動）が、市場を介さずに、他の経済主体に影響を与えること。ここでは、正の外部性を指す。

（※２）永田恵十郎は、著書「地域資源の国民的利用」（昭和63年、農山漁村文化協会）において、「農林業は、その正常な生産活動を通じて、年々37兆円に相当する公益的機能を無償で国民に提供しているわけである。農林業は工業とちがって“みえざる国富（ストック）”をつくりだし、それを豊かにする産業だ、というべきであろう。」とした。

（※３）宇沢弘文は、著書「社会的共通資本」（平成12年、岩波書店）において、「ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置」を「社会的共通資本」と呼んだ。

（※４）農村におけるソーシャル・キャピタルに相当するもの。アメリカの政治学者ロバート・パットナムによれば、ソーシャル・キャピタルとは、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会的仕組みの特徴と定義される。

（※５）膠とは、獣や魚の皮・骨などを水で煮沸し、その溶液からコラーゲンやゼラチンなどを抽出し、濃縮・冷却し凝固させたもの。接着剤などに用いる。

（※６）農業水利施設等の整備・管理を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体